

【令和6年分収支報告書の提出上の注意】

収支報告書は、毎年12月31日現在で、その年のすべての収入および支出（当該政治団体のためにその代表者または会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）について、その総額、項目別ごとの金額、資産等およびこれらに係る所定の事項を記載し、国会議員関係政治団体については、翌年5月31日（提出期日が行政機関の休日に当たる場合にはその翌日）、その他の政治団体については、翌年3月31日（提出期日が行政機関の休日に当たる場合にはその翌日）までに県選挙管理委員会へ提出していただくものです。

1 記載すべき収入および支出

(1) 記載すべき収入および支出とは、次のものをいいます。

収入＝ 金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受（政治資金規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、または交付した金銭および有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受を除く。）

支出＝ 金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与または交付（政治資金規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭および有価証券の供与または交付を除く。）

(2) 金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積った金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載してください。

2 提出期限

提出期限は、

(1) 国会議員関係政治団体（令和6年中に国会議員関係政治団体であったものを含む。）は、令和7年6月2日（月）

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、令和7年3月31日（月）

ですが、3月以降は提出が集中しますので、できるだけ早い時期に提出してください。

3 提出方法

紙による提出をする場合、できる限り郵便等での提出は避け、収支報告書の記載内容を説明できる方が持参してください。

政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用者登録がある場合は、オンライン上で提出することができますので、積極的にご利用ください。

システムについては、<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201> をご覧ください。

4 提出先

政治団体の主たる事務所の所在地に応じ、原則として次のとおりです。

| 主たる事務所の所在地 | 提出先 |
|--|---|
| 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町 | 福井県選挙管理委員会 福井県庁 6階 市町協働課内 TEL 0776-20-0357 |
| 敦賀市、美浜町、若狭町のうち旧三方町の区域 | 福井県嶺南振興局二州企画振興室 福井県敦賀合同庁舎内 TEL 0770-22-0002 |
| 小浜市、高浜町、おおい町、若狭町のうち旧上中町の区域 | 福井県嶺南振興局若狭企画振興室 福井県若狭合同庁舎内 TEL 0770-56-2216 |

5 提出する書面

(1) 記載項目に該当がある用紙のみを提出してください。

ただし、当該年中の収入または支出がなく、もしくは資産等を有しない場合でも、様式（その1）、（その2）、（その17）および（その20）は必ず提出してください。

また、国会議員関係政治団体（令和6年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）は、政治資金監査報告書（第29号様式）を必ず提出する必要があります。

(2) 支出のうち、経常経費については、

ア 令和6年中に資金管理団体として指定されていた期間のある政治団体は、1件5万円以上の支出については、人件費を除き、その明細（支出を受けた者の氏名および住所、支出の目的、金額および年月日。以下同じ。）を様式（その14）に記載するとともに、領収書等の写し（複写機により複写したのものに限る。以下同じ。）を提出する必要があります。（領収書等の写しは、支出の項目ごとに記載順に分類して提出してください。以下同じ。）

イ 令和6年中に国会議員関係政治団体の特例が適用されていた期間のある政治団体は、1件1万円を超える支出については、人件費を除き、その明細を様式（その14）に記載するとともに、領収書等の写しを提出する必要があります。

ウ 上記ア、イ以外の政治団体は、内訳の記載および領収書等の写しの提出は必要ありません。

(3) 政治活動費については、

ア 国会議員関係政治団体（令和6年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）は、1件1万円を超える支出について、その明細を様式（その15）に記載するとともに、領収書等の写しを提出する必要があります。

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、1件5万円以上の支出について、その明細を様式（その15）に記載するとともに、領収書等の写しを提出する必要があります。

(4) 用紙の大きさは、A4判としてください。

6 記載内容の訂正

記載内容を訂正する場合は、次の事項に注意してください。

- ア 訂正箇所を二重線で抹消し、その上に、会計責任者の印〔宣誓書（その20）の「会計責任者の氏名」欄が記名押印の場合には、その印と同じもの〕を訂正印として押印するか、会計責任者の署名を欄外に記入してください。
- イ いわゆるホワイト修正液による修正はできません。

7 その他

- (1) 提出する前に、各様式下部の各欄（「合計」、「小計」、「このページの小計」、「1件10万円未満のもの」、「その他の寄附」、「その他の支出」等）に記入もれがないか必ず確認してください。なお、当該欄が「0」の場合は必ず「0」と記載してください。
 - ※例年、様式（その2）、（その13）の「小計」、「合計」の各欄の記入もれが特に多いので注意してください。
 - ※同一様式を2枚以上使用する場合は、合計は、同一様式中の最後のページにのみ記載してください。

- (2) 国会議員関係政治団体については、全ての支出に係る領収書等について、収支報告書の要旨公表日（令和6年分収支については、令和7年11月30日までに公表。以下同じ。）から3年間、政治団体において保存する必要があります。

また、人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しについては、収支報告書の要旨公表日から3年間、開示請求の対象となり、開示請求があった場合は、県選挙管理委員会に提出する必要があります。

- (3) 政治団体を解散した場合は、

- ア 国会議員関係政治団体は解散の日から60日以内

- イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体は解散の日から30日以内

（上記ア、イにおいて、資金管理団体であるときは、解散の日から7日以内）

に解散届（当該団体が資金管理団体であるときは、解散届および資金管理団体指定取消届）の提出が必要ですが、その解散届の提出の際に解散した年の収支報告書も併せて提出していただくこととなります。

解散届の様式等は、県選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、当該様式は、県選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。

〔県選挙管理委員会ホームページ〕

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/senkan/seijisikin/seijisikin-todokede.html>

【収支報告書の記載要領】

様式（その1） 〔記載例 P.23〕 **必ず提出**

(1) 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」、「会計責任者の氏名」の各欄は、政治団体の設立届等により県選挙管理委員会に届け出ている内容を記載してください。

なお、届出事項に変更がある場合には、収支報告書の提出に併せ、届出事項の異動の届出をしていただくことになります。

異動届の様式等については、県選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、当該様式は、県選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。（ホームページアドレスについては、前ページを参照してください。）

(2) 「政治団体の名称」欄には、ふりがなをつけてください。

(3) 「事務担当者の氏名」欄には、記載内容を説明できる方の氏名および連絡先を記載してください。なお、当該氏名欄に記載された氏名および連絡先がインターネット上にそのまま公表されますので、ご注意ください。

(4) 「資金管理団体の指定の有無」欄は、次のように記載してください。

ア 資金管理団体として届出がされている団体

① 「有」欄に「レ」を入れ、「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」の各欄を記載してください。

② 「公職の種類」欄は、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、次の例により記載してください。

〔その職にある場合の例〕

衆議院議員福井県第〇区選挙区（現職）

〔候補者となろうとする者である場合〕

福井県議会議員〇〇〇選挙区（候補者となろうとする者）

〔その職の候補者の場合〕

衆議院議員〇〇〇選挙区（候補者）

③ 「資金管理団体の届出をした者」とは、当該公職にある者、候補者となろうとする者または候補者（以下「公職の候補者等」という。）をいいます。

イ 資金管理団体以外の団体

「無」欄に「レ」を入れるだけで結構です。「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」および「住所」の各欄は記載しないでください。

(5) 「資金管理団体の指定の期間」欄は、令和6年12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、令和6年中の一部期間のみ資金管理団体に指定されていた場合、その期間を記載してください。その場合において、

ア 令和6年中に資金管理団体として指定され、その後、令和6年12月31日まで資金管理団体として指定されていたとき

令和6年〇月〇日（資金管理団体に指定された日）から令和6年12月31日

イ 令和6年1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後令和6年中に資金管理団体の指定を取り消されたとき

令和6年1月1日から令和6年〇月〇日（資金管理団体の指定を取り消された日）まで
というように記載してください。

また、令和6年1月1日から令和6年12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載する必要はありません。

(6) 「国会議員関係政治団体の区分」欄は、次のように記載してください。

ア 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として届出がされている団体

①政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の「有」欄に「レ」を入れ、「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」の各欄を記載してください。

②「公職の種類」欄は、上記（4）の記載要領により記載してください。

イ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体として届出がされている団体

①政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の「有」欄に「レ」を入れ、「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」の各欄を記載してください。

②「公職の種類」欄は、上記（4）の記載要領により記載してください。

(7) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄は、令和6年12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、令和6年中の一部期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合、その期間を記載してください。その場合において、

ア 令和6年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用され、その後、令和6年12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたとき

令和6年〇月〇日（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用された日）から令和6年12月31日

イ 令和6年1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、令和6年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったとき

令和6年1月1日から令和6年〇月〇日（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日）まで
というように記載してください。

また、令和6年1月1日から令和6年12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載する必要はありません。

様式（その2） 〔記載例 P. 24〕 **必ず提出**

- (1) 「収入総額」欄には、「(前年からの繰越額)」と「(本年の収入額)」の合計額を記載してください。
- (2) 「(前年からの繰越額)」欄には、令和5年分収支報告書の「翌年への繰越額」欄の額を記載してください。
- (3) 「(本年の収入額)」欄には、個人の負担する党費または会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部または支部から供与された交付金に係る収入およびその他の収入の総合計額を記載してください。
- (4) 「支出総額」欄の額は、様式（その13）の「(1) 支出の総括表」の「合計」と一致することとなります。
- (5) 「翌年への繰越額」欄には、「収入総額」と「支出総額」の差額を記載してください。
- (6) 「個人が負担する党費または会費」欄には、その金額およびこれを納入した者の数を記載してください。
- (7) **法人その他の団体が負担する党費または会費は、政治資金規正法上は寄附とみなされません。**（政治資金規正法第5条第2項）
- (8) 個人からの寄附のうち、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部または一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるために当該資金管理団体に対してする寄附）については、個人からの寄附の内書きとしてその総額を記載してください。
- (9) 政党匿名寄附とは、寄附のうち、政党または政治資金団体（以下「政党等」という。）が街頭または一般に公開される演説会もしくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が1,000円以下のものをいいます。（政治資金規正法第22条の6第2項）

様式（その3）

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入について、その事業の種類および当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載してください。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行および政治資金パーティー開催事業にあつては「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」のように細分した上で記載し、その他の事業にあつては「その他の催物事業」のように記載してください。

- (3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨および当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載してください。

様式（その4）

借入金について、借入先および当該借入先ごとの金額を記載するものとし、借入先については、例えば、「甲銀行（乙支店）」のように具体的に記載してください。

様式（その5）

- (1) 当該政治団体の本部または支部から供与された交付金に係る収入について、交付金を供与した本部または支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額および供与を受けた年月日を記載してください。
- (2) 「主たる事務所の所在地」欄については、欄内点線の左側に市区町村名（町村の場合は郡名から）を、右側に以下地番までを記載してください。なお、福井県以外の市区町村名については都道府県から記載してください。

| | | |
|-------|----------|-------------|
| 〔記載例〕 | 福井市 | 大手3丁目17番1号 |
| | 坂井市 | 坂井町下新庄1号1番地 |
| | 三方上中郡若狭町 | 中央第1号1番地 |
| | 東京都千代田区 | 平河町2丁目6番地3 |

様式（その6） 〔記載例 P. 25〕

- (1) その他の収入とは、個人が負担する党費または会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金および本部または支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいいます。
- (2) 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについては、その基因となった事実、金額および年月日を記載してください。
1件当たりの金額が10万円未満のものについては、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記入してください。
- (3) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「社会保険料個人負担分」のように具体的に記載してください。

様式（その7） 〔記載例 P. 26〕

- (1) 様式（その2）において、「寄附」の収入に記載がある場合には、必ず提出してください。
- (2) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに、寄附者の氏名、金額および職業（団体にあっては、その名称、

主たる事務所の所在地および代表者の氏名)、金額ならびに年月日等必要事項を該当欄に記載してください。

年間5万円以下の寄附についても、必要に応じ報告していただいで差し支えありません。

なお、個人寄附者が所得税の課税に係る優遇措置の適用を受けようとする場合は、年間5万円以下の寄附であっても記載する必要があります。

(3) 同一の政党その他の政治団体の本部から支部、支部から本部または支部から支部に対して供与された金銭等については、その名目が寄附であっても交付金に該当しますので、様式(その5)に記載してください。(この様式(その7)には記載しないでください。)

(4) 「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」、「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ様式(その7) 1~3に記載してください。

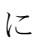
(5) 同一の者から複数回にわたって寄附があった場合、その寄附をした者ごとに名寄せした上で、必要事項を該当欄に記載してください。

(6) 「住所」および「主たる事務所の所在地」欄については、欄内点線の左側に市区町村名(町村の場合は郡名から)を、右側に以下地番までを記載してください。なお、福井県以外の市区町村名については都道府県から記載してください。

[記載例]

| | |
|----------|-------------|
| 福井市 | 大手3丁目17番1号 |
| 坂井市 | 坂井町下新庄1号1番地 |
| 三方上中郡若狭町 | 中央第1号1番地 |
| 東京都千代田区 | 平河町2丁目6番地3 |

(7) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(2)によりその明細を記載したもの以外のものの合計額を記載してください。

(8) 個人からの寄附のうち、特定寄附(上記「様式その2」(8)を参照)については、例えば山川一郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「山川一郎」のように記載してください。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

(9) 同一の法人その他の政治団体からの年間5万円を超える寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、様式(その7) 2の「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載してください。

(10) 企業・労働組合等の団体(政治団体を除く。)は、政党等(支部の場合は、1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。)以外に対しては政治活動に関する寄附をすることができません。従って、政党等以外の政治団体の収支報告書に、様式(その7) 2に記載すべき寄附がある場合、当該寄附は違法となります。

(11) その他、違法な寄附として次のようなものがあります。

ア 個人が政党等以外の政治団体に対して行う年間150万円を超える寄附（公職の候補者等が、自らが指定した資金管理団体に対して行う場合を除く。）（政治資金規正法第22条第2項）

イ 「〇〇一同」、「〇〇有志」など匿名で行われる寄附（政党匿名寄附を除く。）（政治資金規正法第22条の6）

ウ 公職の候補者等が、自らの後援団体（資金管理団体を除く。）に対して一定期間内に行う寄附（公職選挙法第199条の5第3項）

一定期間＝ 当該公職に係る任期満了の日前90日（任期満了による選挙以外の場合は、当該選挙を行うべき事由が生じた旨の告示の日の翌日、衆議院の解散による総選挙の場合は衆議院の解散の日の翌日）から当該選挙の期日までの間

様式（その8）

(1) 同一の者によって寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについて、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所、職業、当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間およびこれが当該政治団体に提供された年月日を記載してください。

年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても、必要に応じ報告していただいで差し支えありません。

(2) 記載に当たっては、上記「様式（その7）」の場合を参考にしてください。

様式（その9）

(1) 政党匿名寄附（上記「様式（その2）」（9）を参照）について、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その合計額、年月日および場所を記載してください。

(2) 「政党匿名寄附を受けた場所」については、「福井県福井市〇〇1丁目〇〇駅前街頭」、「福井県敦賀市〇〇1丁目1番1号〇〇会館〇〇〇号室」のように詳細に記載してください。

様式（その10）

(1) 様式（その3）において、特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいいます。）または特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入の記載がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額および対価の支払をした者の数を記載してください。

(2) 「開催場所」については、「福井県敦賀市〇〇1丁目1番1号〇〇会館〇〇〇号室」のように詳細に記載してください。

- (3) 当該特定パーティーまたは特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合は、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額および対価の支払をした者の数を記載してください。
- (4) 特定パーティーまたは特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨および当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載してください。

様式（その11）

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。（1）および様式（その12）において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについて、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所、職業、支払われた対価の金額および年月日を該当欄に記載してください。
- 一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても、必要に応じて報告していただいで差し支えありません。
- (2) 記載に当たっては、政治資金パーティーごとに別ページとし、「政治資金パーティーの名称」欄に当該政治資金パーティーの名称を記載してください。
- (3) 「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」、「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ様式（その11）1～3に記載してください。
- (4) 「住所」および「主たる事務所の所在地」欄については、欄内点線の左側に市区町村名（町村の場合は郡名から）を、右側に以下地番までを記載してください。なお、福井県以外の市区町村名については都道府県から記載してください。

[記載例]

| | |
|----------|-------------|
| 福井市 | 大手3丁目17番1号 |
| 坂井市 | 坂井町下新庄1号1番地 |
| 三方上中郡若狭町 | 中央第1号1番地 |
| 東京都千代田区 | 平河町2丁目6番地3 |

- (5) 当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者がある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額および年月日を記載してください。

様式（その12）

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについて、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所、職業、当該対価の支払のあ

っせんに係る金額、これを集めた期間およびこれが当該政治団体に提供された年月日を記載してください。

一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても、必要に応じ報告していただいで差し支えありません。

(2) 記載に当たっては、上記「様式(その11)」の場合を参考にしてください。

様式(その13) [記載例P.27]

(1) 支出がある場合には、必ず提出してください。

(2) すべての支出を次の(4)の分類基準により分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載してください。

(3) 各項目の中で、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金に係る支出が含まれている場合は、その額を各項目の「備考」欄に記載するとともに、その内訳を様式(その16)に記載してください。

(4) 支出の分類は、次によってください。

ア 経常経費

①人件費

政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類および健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。

②光熱水費

電気、ガス、水道の使用料およびこれらの計器使用料等をいいます。

③備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類および事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。

④事務所費

事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。

イ 政治活動費

①組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。

②選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。

③機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。

(イ) 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。様式（その3）で、政治資金パーティーによる収入がある場合は、必ず当該項目に支出が計上されます。

(エ) その他の事業費

上記（ア）、（イ）、（ウ）以外の諸事業に要する経費をいいます。

④ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。

⑤ 寄附・交付金

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。

⑥ その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。

様式（その14）

(1) 令和6年中に資金管理団体に指定されていた期間がある政治団体または国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた政治団体は記載してください。それ以外の政治団体は、記載する必要がありません。

ア 資金管理団体の場合

① 資金管理団体として指定されていた期間に行った支出のうち、人件費以外の経常経費で、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名および住所（団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに当該支出の目的、金額および年月日を記載してください。

なお、支出を受けた者の氏名または名称について、法人格のない個人経営の場合は、併せて代表者氏名を記載してください。

② 令和6年中の一部期間のみ資金管理団体に指定されていた場合は、資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載する必要はありません。

③ 1件5万円以上の支出については、領収書等の写しを提出する必要があります。

④ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載してください。

イ 国会議員関係政治団体の場合

- ① 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、人件費以外の経常経費で、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名および住所（団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに当該支出の目的、金額および年月日を記載してください。
- ② 令和6年中の一部期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は、国会議員関係政治団体の特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載する必要はありません。
- ③ 1件1万円を超える支出については、領収書等の写しを提出する必要があります。
- ④ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を一括してその合計金額を記載してください。

(2) 上記「様式（その13）」(4)に掲げた分類基準のうち「ア 経常経費」②～④に掲げる基準により分類し、それぞれ別ページとしてください。

(3) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載してください。例をあげれば次のようになります。

②光熱水費

「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」など

③備品・消耗品費

「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」「新聞購読料」、「事務所用自動車のガソリン代」など

④事務所費

「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険金」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」など

様式（その15）

(1) 政治活動費については、次のとおり記載してください。

ア 国会議員関係政治団体（令和6年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）

① 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出の場合

政治活動費のうち1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が1万円を超える支出

② 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出の場合

政治活動費のうち1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名、住所（団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）、当該支出の目的、金額および年月日を記載してください。

また、領収書の写しを提出してください。

なお、支出を受けた者の氏名または名称について、法人格のない個人経営の場合は、併せて代表者氏名を記載してください。

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治活動費のうち1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名、住所（団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）、当該支出の目的、金額および年月日を記載してください。

また、領収書の写しを提出してください。

なお、支出を受けた者の氏名または名称について、法人格のない個人経営の場合は、併せて代表者氏名を記載してください。

(2) 上記「様式（その13）」(4)に掲げた分類基準のうち「イ 政治活動費」に掲げる基準により分類し、さらに費目ごとに適宜小分類し、小分類ごとにそれぞれ別ページとしてください。小分類の例をあげれば次のようになります。

① 組織活動費

「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」など

② 選挙関係費

「公認推薦料」、「陣中見舞」など

③ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」など

(イ) 宣伝事業費

「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」など

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」など

④ 調査研究費

「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」など

⑤ 寄附・交付金

「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」など

(3) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」のように括弧内に小分類した費目名を記載してください。

(4) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」のように具体的に記載してください。

(5) 「その他の支出」欄は、次のように記載してください。

ア 国会議員関係政治団体（令和6年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）

① 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出の場合、政治活動費のうち1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、

その合計金額)が1万円以下の支出

- ② 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出の場合、政治活動費のうち1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円未満の支出を、一括してその合計額に記載してください。

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治活動費のうち1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円未満の支出を、一括してその合計額に記載してください。

(6) 政治団体が行う支出のうち、次のものは違法となる場合がありますので御注意ください。

ア 政党(支部を含む。)以外の政治団体が公職の候補者等の政治活動に対して行う金銭等による寄附(選挙運動に関するもの(陣中見舞等)を除く。)(政治資金規正法第21条の2)

イ 後援団体が行う選挙区内にある者に対する寄附(公職選挙法第199条の5第1項)

※例外として、次のものは禁止されていません。

- ① 政党その他の政治団体もしくはその支部に対して寄附する場合
- ② 後援団体が推薦、支持する公職の候補者等に対して寄附する場合
- ③ 後援団体がその設立目的により行う行事または事業に関してする寄附

ただし、一定期間内にされるものおよび花輪、供花、香典、祝儀等は、設立目的により行う行事または事業に関してするものであっても禁止されています。

一定期間＝ 当該公職に係る任期満了の日前90日(任期満了による選挙以外の場合は、当該選挙を行うべき事由が生じた旨の告示の日の翌日、衆議院の解散による総選挙の場合は衆議院の解散の日の翌日)から当該選挙の期日までの間

様式(その16)

(1) 様式(その13)および様式(その15)に記載した政治活動費の中に、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金(様式(その13)の備考欄に記載した額)がある場合は、その内訳を再度この様式に記載してください。

(2) 支出項目は、上記「様式(その13)」(4)に掲げた分類基準による支出項目ごとにその本部または支部の名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額および供与した年月日を該当欄に記載してください。

様式（その17） 〔記載例 P.28〕 **必ず提出**

令和6年12月31日現在において有する資産等について、項目ごとに該当がある場合は「有」欄に、該当がない場合は「無」欄に「レ」を入れて提出してください。

様式（その18）

(1) 様式（その17）で「有」欄にチェックを入れた令和6年12月31日において有する資産等について、次の(2)の例により項目別に分類し、それぞれ別ページに記載してください。

なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

(2) 項目別の分類および記載事項は次によってください。

ア 土地

所在、面積、取得の価額および取得年月日を記載してください。

所在は「摘要」欄に「福井県福井市〇〇1丁目1番地1号」のように記載し、面積は「備考」欄に「100㎡」のように記載してください。

イ 建物

所在、床面積、取得の価額および取得年月日を記載してください。

所在は「摘要」欄に「福井県福井市〇〇1丁目1番地1号」のように記載し、床面積は「備考」欄に「100㎡」のように記載してください。

ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額および取得年月日を記載してください。

所在および地上権または賃借権の別は「摘要」欄に「福井県福井市〇〇1丁目1番地1号（地上権）」のように記載し、面積は「備考」欄に「100㎡」のように記載してください。

エ 動産

取得の価額が100万円を超える動産について、品目、数量、取得の価額および取得年月日を記載してください。

品目は「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」のように記載し、数量は「備考」欄に記載してください。

オ 預金または貯金

預金（普通預金および当座預金を除く。）または貯金（普通貯金を除く。）について、残高を記載してください。

なお、「摘要」欄には「残高」と記載してください。

カ 金銭信託

信託している金銭の額および信託の設定年月日を記載してください。

なお、「摘要」欄には「金銭信託」と記載してください。

キ 有価証券

証券取引法第2条第1項および第2項に規定する有価証券について、種類、銘柄、数量、取得の価額および取得年月日を記載してください。

種類は「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」のように記載し、銘柄および数量は「備考」欄に「〇年〇月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」のように記載してください。

ク 出資による権利

出資先、出資先ごとの金額および出資年月日を記載してください。

出資先は「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」のように記載してください。

ケ 貸付金

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金について、貸付先および貸付先ごとの残高を記載してください。

貸付先は「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」のように記載してください。

コ 敷金

支払われた金額が100万円を超える敷金について、支払先、敷金の額および支払年月日を記載してください。

支払先は「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」のように記載してください。

サ 施設の利用に関する権利

取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について、種類、対象となる施設の名称、取得の価額および取得年月日を記載してください。

種類は「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」のように記載し、施設の名称は「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」のように記載してください。

シ 借入金

借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について、借入先および借入先ごとの残高を記載してください。

借入先は「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」のように記載してください。

なお、今回報告する「様式（その4）」の借入金額が100万円以下である場合でも、過去の借入金と通算して100万円を超える場合は記載する必要があります。

- (3) 上記(2)中、アからエまで、キおよびサの資産について、政治団体が政治団体となった日（政治資金規正法第3条第1項各号または政治資金規正法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時におけ

る時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記してください。

また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨および当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。

取得の価額および取得年月日がともに明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日および当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨およびその金額が見積額である旨を付記してください。

(4) 上記(2)中、アからエまで、キおよびサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記してください。

また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨および当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。

取得の価額および取得年月日がともに明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記してください。

(5) 上記(2)中、クおよびコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨および当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。

(6) 上記(2)中、クおよびコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨および当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。

様式(その19)

(1) 令和6年12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合は、同日において有する資産等のうち不動産(上記「様式(その17)」(2)ア～ウまでの資産をいう。以下同じ。)の利用の現況について、次の例により項目別に分類し、それぞれ別ページに記載してください。

なお「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

ア 土地

所在、事務所の用に供している場合にはその旨、事務所以外の用に供している場合にはその用途ならびに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体およびその代表者との関係ならびに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、

①「摘要」欄には、所在を「福井県福井市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載してください。

②「用途」欄には、事務所の用に供している場合にはその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。)」というように、事務所以外の用に供している場

合にはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載してください。

- ③「使用者と当該資金管理団体およびその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載してください。
- ④「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載してください。
- ⑤「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載してください。
- ⑥「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載してください。

イ 建 物

所在、事務所の用に供している場合にはその旨、事務所以外の用に供している場合にはその用途ならびに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体およびその代表者との関係ならびに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、

- ①「摘要」欄には、所在を「福井県福井市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載してください。
- ②「用途」欄には、事務所の用に供している場合にはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載してください。
- ③「使用者と当該資金管理団体およびその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載してください。
- ④「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載してください。
- ⑤「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載してください。
- ⑥「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載してください。

ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権

当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にはその旨、事務所以外の用に供している場合にはその用途ならびに当該土地を現に使用してい

る者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体およびその代表者との関係ならびに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、

- ①「摘要」欄には、所在を「福井県福井市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載してください。
- ②「用途」欄には、事務所の用に供している場合にはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載してください。
- ③「使用者と当該資金管理団体およびその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載してください。
- ④「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載してください。
- ⑤「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載してください。
- ⑥「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において、当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載してください。

(2)「使用者と当該資金管理団体およびその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体およびその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載してください。

(3)「使用者と当該資金管理団体およびその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載する必要はありません。

(4)令和6年12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合または同日において不動産を有していない場合には、この様式は提出する必要はありません。

様式（その20） 【記載例 P.29】 **必ず提出**

(1)「年月日」欄には、収支報告書を提出する日付を記入してください。

(2)「会計責任者の氏名」欄には、会計責任者の記名押印等をしてください。ただし、押印については、会計責任者本人が自署により署名する場合や会計責任者本人が提出に際して本人確認書類を提示する場合等には必要ありません。

(3) 「代表者の氏名」欄は、当該政治団体が解散し、解散届とともに収支報告書を提出する場合にのみ記入が必要となりますので、解散団体以外は記入しないでください。

なお、解散団体が代表者の欄に記入する場合の押印については、上記(2)と同様に、代表者本人が自署により署名する場合や代表者本人が提出に際して本人確認書類を提示する場合等には必要ありません。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

(1) 領収書等を徴し難い事情がある場合には、領収書等の写しの提出に代えて、当該支出の目的・金額・年月日を記入した領収書等を徴し難かった支出の明細書(第15号様式)を提出してください。

(2) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

(3) 「支出の目的」欄は、上記「様式(その13)」(4)に掲げた分類基準により分類し、記載してください。

振込明細書に係る支出目的書

収支報告書に併せて提出すべき書面のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面様式(第16号様式)および金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができます。

なお、平成24年分収支報告書より、金融機関が作成した振込みの明細書に支出の目的が記載されている場合には、当該振込みの明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができることとなったため、支出の目的を記載した書面を別途添付することが不要とされました。

政治資金監査報告書

国会議員関係政治団体は必ず提出

国会議員関係政治団体(令和6年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていたものを含む。)は、政治資金監査報告書(第29号様式)を必ず提出してください。

政治団体以外の者による特定パーティーの開催

(1) 政治資金規正法第18条の2第1項の規定により政治団体とみなされることとなった者(以下「特定パーティー開催団体」という。)は、収支報告書を提出する日現在で、当該特定パーティーに係るすべての収入(予定される収入を含む。)および支出(予定される支出を含む。)の総額、項目別の金額および上記に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した収支報告書を、当該特定パーティーが終了した日から3か月以内に提出する必要があります。

(2) 予定される収入または支出を記載する場合は、当該収入または支出が予定される収入または支出である旨を「備考」欄に記載してください。

(3) 様式(その1)については次のように記載してください。

ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「レ」を記入してください。

イ 特定パーティー開催団体が開催した特定パーティーの開催年月日を「(令和
年 月 日開催分)」の箇所に記載してください。